

新城市肥料等の大量な施用等の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新城市肥料等の大量な施用等の防止に関する条例（平成27年新城市条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(施用計画の届出等)

第3条 条例第6条第1項の規定による施用計画の届出及び同条第2項の規定による施用計画の変更の届出は、肥料等の施用に係るものにあつては肥料等施用計画（変更）届出書（様式第1）によるものとし、肥料等の保管に係るものにあつては肥料等施用計画（変更）届出書（様式第2）によるものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 肥料等の施用等を行う農地等の位置図
- (2) 肥料等の成分を示す書類の写し
- (3) 見積書、受注書その他販売者の肥料等の引渡しの内容を示す書類の写し
- (4) 届出者が当該農地等に肥料等の施用等を行う権利を有することを証明する書類の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、特に必要がないと認めるときは、前項各号に掲げる書類の全部又は一部の添付を省略させることができる。

4 条例第6条第2項の規定による施用計画の変更の届出は、変更後の施用計画に係る施用等を開始する日の30日前までに（届出者の死亡その他やむを得ない場合においては事後に）行わなければならない。

(施用計画の中止の届出)

第4条 条例第6条第2項の規定による施用計画の中止の届出は、肥料等施用計画中止届出書（様式第3）によるものとする。

2 前項の規定による施用計画の中止の届出書の提出は、当該施用計画の中止後速やかに行わなければならない。

(土地所有者等の同意等)

第5条 届出者は、条例第7条第1項の規定による土地所有者の同意及び同条第2項の規定による隣接土地所有者等の承諾を得たときは、その同意書及び承諾書を第3条第1項に規定する届出書に添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の同意書及び承諾書の様式は、農地等所有者同意書（様式第4）及び隣接土地所有者等承諾書（様式第5）とする。

（公表の方法）

第6条 条例第10条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 勧告の内容
- (3) 公表の理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（身分証明書）

第7条 条例第11条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、身分証明書（様式第6）によるものとする。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

様式第 1 (第 3 条関係)

肥料等施用計画 (変更) 届出書

年 月 日

新城市長

届出者
住所
氏名 ㊟
(法人にあってはその所在地、名称及び代表者氏名)
電話

新城市肥料等の大量な施用等の防止に関する条例第 6 条第 1 項 (第 6 条第 2 項) の規定により、次のとおり届け出ます。

なお、当該施用に伴い、周辺農地などに被害を及ぼしたとき、又は苦情等が発生したときは、当方で責任を持って解決します。

施用の場所	所在地	地目	面積 (㎡)	所有者等氏名
	合計			
施用の日時	期間 年 月 日から 年 月 日まで 時間 午前・午後 時から午前・午後 時まで			
肥料等の種類				
肥料等の名称 (原料名)	()			
販売者	住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者氏名) 電話			
施用の量	農用地	一作につき 10 アール当たり	トン	
	森林	1 ヘクタール当たり	トン	

〈条例第6条第1項に定める施用の量を超える理由〉

〈施用の方法〉

〈施用場所周辺の状況〉

〈生産する農林産物の名称及び播種又は定植時期〉

〈添付書類〉

①農地等の位置図 ②肥料等の成分を示す書類の写し ③肥料等の引渡しの内容を示す書類の写し ④施用等権利関係書類の写し ⑤農地等所有者の同意書 ⑥隣接土地所有者等承諾書 ⑦その他市長が必要と認める書類

備考 変更届の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。

様式第2（第3条関係）

肥料等施用計画（変更）届出書

年 月 日

新城市長

届出者
住所
氏名 ㊟
(法人にあってはその所在地、名称及び代表者氏名)
電話

新城市肥料等の大量な施用等の防止に関する条例第6条第1項（第6条第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

なお、当該保管に伴い、周辺農地などに被害を及ぼしたとき、又は苦情等が発生したときは、当方で責任を持って解決します。

保管の場所	所在地	地目	面積（㎡）	所有者等氏名
	合計			
保管の期間	開始年月日	年 月 日から		
	終了年月日	年 月 日まで		
肥料等の種類				
肥料等の名称 (原料名)	()			
販売者	住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者氏名) 電話			
保管の量	農用地	一箇所当たり総トン数	トン	
	森林	1ヘクタール当たり	トン	

<p>〈条例第6条第1項に定める保管の量を超える理由〉</p>
<p>〈保管の目的〉</p>
<p>〈保管の方法〉</p>
<p>〈保管終了後の肥料等の利用計画〉</p>
<p>〈保管終了後の土地の復元計画〉</p>
<p>〈保管場所周辺の状況〉</p>
<p>〈添付書類〉</p> <p>①農地等の位置図 ②肥料等の成分を示す書類の写し ③肥料等の引渡しの内容を示す書類の写し ④施用等権利関係書類の写し ⑤農地等所有者同意書 ⑥隣接土地所有者等承諾書 ⑦その他市長が必要と認める書類</p>

備考 変更届の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。

様式第3（第4条関係）

肥料等施用計画中止届出書

年 月 日

新城市長

届出者

住所

氏名



（法人にあってはその所在地、名称及び代表者氏名）

電話

年 月 日付けで新城市肥料等の大量な施用等の防止に関する条例第6条第1項（第6条第2項）の規定により届け出た施用計画（施用計画の変更）を年 月 日に中止したので、同条第2項の規定により届け出ます。

様式第4（第5条関係）

農地等所有者同意書

施用者が行う次に掲げる土地への肥料等の施用等については、異議がないので同意します。

土地の表示

大字	小字	地番	地目	面積(m ²)	備考

なお、同意の前提として、次の事項について施用者から 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 施用者の住所、氏名及び連絡先
- 2 施用等の位置及び面積
- 3 施用等の期間及び日時
- 4 肥料等の種類、名称及びその原料
- 5 肥料等の販売者の住所及び氏名又は名称
- 6 施用等の量及びその必要性
- 7 農林産物の作付計画
- 8 周辺環境への悪影響発生防止のための対策

上記の内容を理解し、ここに同意したことを証するため、署名捺印します。

年 月 日

所有者
住所

氏名



様式第5（第5条関係）

隣接土地所有者等承諾書

施用者 _____ が肥料等の施用等を行う土地に隣接する土地の所有者等として、その施用等を行うことに異議がないので承諾します。

土地の表示

大字	小字	地番	地目	面積(m ²)	備考

なお、承諾の前提として、次の事項について施用者から _____ 年 _____ 月 _____ 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 施用者の住所、氏名及び連絡先
- 2 施用等の位置及び面積
- 3 施用等の期間及び日時
- 4 肥料等の種類、名称及びその原料
- 5 肥料等の販売者の住所及び氏名又は名称
- 6 施用等の量及びその必要性
- 7 農林産物の作付計画
- 8 周辺環境への悪影響発生防止のための対策

上記の内容を理解し、ここに承諾したことを証するため、署名捺印します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

所有者
住所

氏名

Ⓔ


所有者以外の権利者
住所

氏名

Ⓔ

様式第6（第7条関係）

（表面）

第	号	
		身分証明書
写真 貼付欄		所属
		職・氏名
		生年月日
上記の者は、新城市肥料等の大量な施用等の防止に関する条例第11条第1項の規定による立入検査をする職員であることを証明する。		
年 月 日		
		新城市長 

（裏面）

新城市肥料等の大量な施用等の防止に関する条例（抜粋）

（報告及び検査）

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、施用者若しくは販売者に対し、肥料等の施用等に関し報告を求め、又はその職員に、施用者若しくは販売者の事業場、倉庫、ほ場その他肥料等の施用等に関係がある場所に立ち入り、肥料等、業務若しくは肥料等の施用等の状況に関する帳簿書類その他必要な物件を検査させ、若しくは肥料等を検査のため必要な最小限に限り無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。